

協働のまちづくり市民会議会議録

会議名称	第 1 1 回 山口市協働のまちづくり市民会議
開催日時	平成 2 0 年 4 月 1 2 日（土曜日）午後 1 時 0 0 分～午後 6 時 1 5 分
開催場所	山口総合支所 3 階 第 1 0 ・ 1 1 会議室
公開・部分 公開の区分	公開
出席者	辻正二委員、坂本俊彦委員、渡辺洋子委員、井出崎小百合委員、國吉正和委員、久保田美代委員、藏本信江委員、曾田元子委員、豊川智恵委員、中村保男委員、中山美穂子委員、西村美紀委員、原田章子委員、原田雅代委員、平井多美子委員、福田嘉夫委員、山根伊都子委員、山本貴広委員、山本豊委員、若崎啓一委員（2 0 人）
欠席者	清水春治委員、加藤結花委員、河村律子委員、益田徳子委員（4 人）
事務局	岡本自治振興部次長、江藤協働推進課長、山田主幹、豊田主任主事、高橋主事（5 人）
議題等	1 あいさつ 2 市民委員「市民会議への思い」発表 3 中間案検討 4 まとめ 5 次回開催について 6 その他
内容	【1 あいさつ】 <事務局> 最初のあいさつ 本日の配布資料の確認 会議録署名委員の指名 【2 市民委員「市民会議への思い」発表】 <辻会長> みなさん、こんにちは。今日で 11 回目の会議になり、いよいよ中間案に向けて協議していくことになりました。中間案が出来ましたら、5 月、6 月にかけて市内 3 ヶ所でフォーラムの開催を予定しております。今日は、今までの市民会議での協議内容や委員のみなさんの意見を取り入れて、坂本副会長に前文を取りまとめてもらいましたので、まず前文を協議し、その後、前回までに協議されていなかった部分や宿題になっていた部分も含めて、個別の条文の協議に入っていきたいと思います。 渡辺副会長、今日のプログラムで何か説明がありますか。 <渡辺副会長>

プログラムの中面ですが、条例をつくることにより、市民・行政の意識改革や自主的な活動の推進につながっていき、山口が大好きだという市民が増える、そんな条例になると良いという位置づけを表しています。また、第4回の会議でみなさんに書いてもらったアイデアシートを事務局で取りまとめてもらい、それをプログラムに載せているのですが、条例をつくることで本当にそれが動いていくかを検証して欲しいと思います。そのまま条文には書いてありませんが、それが解釈できるような解説文があればよいと思いますので、解説文のところも読んで検証してもらえればと思います。あとは、協働推進プランにどう盛り込んでいくかになると思います。

< 社会長 >

それでは、スピーチを平井多美子委員さん、山根伊都子委員さん、お願いします。

< 平井 多美子 委員 >

みなさん、こんにちは。今の時点で思いといても、随分時間が経ってしまっていて薄れてしまっていると思うので、今回は応募したときの原稿を読みたいと思います。

「今、社会の中で起こっている様々な事件、不正、近親者の殺人、ニート、自殺、紛争、戦争、環境問題。挙げたら切りのない、先が見えない、暗い世の中。これらは全て人間が起こしている問題です。でも、言い換えれば、私たちが起こしている問題なのだからこそ、私たちの知恵で良くもできると思うのです。私たちが求められているのは、どこの地点を目指すのか、先を見据えたはっきりしたビジョンを持つことではないでしょうか。そしてそのためには、今までと少し価値観を変えていく必要があると思います。住んでいく人以上のまちはできません。誰もが、人が安心して笑顔で暮らせるまちを目指して、条例については正直よくわかりませんが、今回を機に参加者のみなさんと勉強しながら、自立した市民による考え、行動していく仕組みや協働のまちづくりを推進していくためのお手伝いができたらと思い、応募しました。」

これが、私が応募した理由でした。少し付け加えると、今の時代、先のことを考えると暗くなりますが、悪いのは人ではなく社会のシステムや構造の問題だと私は思っています。だから目の前のことで判断するのではなくて、色々なつながりをたどり、全体を見て判断することが大事だと思います。これまで経済優先でしたが、少しスピードをゆるめてゆっくり、成熟した社会を求めればよいと思っています。私は21世紀のキーワードは「つながり」だと思っているので、「人と人」や「人と自然」など、今つながりが薄れているものも、つながりを取り戻せばきっと素敵な世の中がくると思っています。みなさんと協力し良い条例ができればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

< 山根 伊都子 委員 >

私が皆様の仲間になったのは、渡辺副会長に誘っていただいたことがきっかけで、モットーにしております「後悔先に立たず」の言葉を忘れて一も二もなく返事をしたことが、私と皆様とのご縁です。でもこの「後悔先に立たず」を打ち消そうと、私は「嘉川

まちづくり委員会」で情熱を燃やしました。

平成 17 年の 4 月に、自治会連合会の会長から「嘉川まちづくり委員会」を立ち上げないかと進められ、今でも活動しています。会員は 50 歳以下で、50 歳以上になると強制脱退になるので、若い委員会になっています。嘉川の各地区 1 名選出で 35、6 名の委員で構成しており、地域の行事のお手伝いをする活動をしています。その活動の中で、みなさんにアンケートを行い、嘉川地区の発展に向けての構想をかたちにしたのですが、それがこの会議で役に立つとは思っていませんでした。まちづくり基本条例のたたき台の「市民は」というところを「嘉川地域住民は」と置き換えても、とてもフィットする条例になっていると思います。「嘉川まちづくり委員会」の資料にも、この条例素案にある基本理念と同じような文章があります。まちづくりに携わり、こういうことをしたいという思いが全てこの中に入っています。みなさんに私の考えを知っていただければと思います。

まず「創造性豊かな人を育むまちづくり」の中に、「青空野外体験学習」というものがあります。これは農業を通じての子どもたちの豊かな感性を育てるもので、安心安全、自給自足を考えたものです。次に「公民館アトリエ」というものがあります。住民が気軽に芸術に触れ、創作活動の喜びや楽しさを経験できる講座を定期的に開くというものです。公民館がみなさんのアトリエ的なものになれば良いなと考えてつくっています。次に「健康でいきいき暮らせるまちづくり」というものがあり、その中に「誕生祝金」というものがあります。これは少子高齢化の歯止めという意味でも、子どもたちの健やかな成長の応援という意味でも良いものだと思います。それから「低コスト集落農業事業」というものがあります。今、農業離れが深刻で、若い人たちはなかなか土に触らなくなっていますが、農業再生化を図る必要があるのではないかと考えさせられました。それから「歴史に学び、新しい文化を創造するまちづくり」というところで、「嘉川への愛着」というものがあります。嘉川には「ふるさと嘉川」と「嘉川音頭」という歌があり、これを小中学校で踊っています。地区の運動会でも婦人会が中心になって市民がこぞって踊っています。これも、地域の発展の一つではないかと考えています。その次に「感受性の高揚」というものがあります。実は、芸能人を招いて万人のコンサートをきらら浜で実現したいと思っています。それから「協働の体制」というものがあります。地域全体でまちづくりをしていくためには、どの地域でどの方たちが協力・協働していけば良いのかということアンケートしております。

以上が嘉川まちづくり委員会の資料です。各地域で持ち帰って、みなさんの地域でのまちづくりの資料になれば良いかなと思います。もう条文は既に出来上がった感があり、本当はもっと早くからこの資料をみなさんに提示したかったです。

思っていることが上手く伝えられませんでした。記録したりまとめたり、資料の提供をしたりなどできますので精一杯準備いたします。よろしくお願いいたします。

< 社会長 >

ありがとうございました。次回のスピーチは加藤結花委員、豊川智恵委員、西村美紀

委員の3名にお願いしたいと思います。

【3 中間案検討】

<社会長>

では、具体的に中間案の検討に入りたいと思います。前回は、個別の条文案を協議し、概ねみなさんから了承を得たところです。今日は前文案の協議後に、個別の条文をさらに協議したいと思います。では坂本会長、前文案の説明をお願いします。

<坂本副会長>

資料3の1ページが前文の案で、その横に説明がついています。前文は大きく4つのブロックに分かれています。構成については類似の条例を踏襲しており、まずその市はどのような地域なのかという説明から始まります。ここのポイントの一つは表現が抽象的であるところです。「大内文化」という言葉や山や川の固有名詞を入れて具体的に表現することも可能ですが、私としては、敢えて抽象的に表現することによって、市民の方に自分たちの地域のことを解釈してもらう余地を与えるという意図で抽象的に、良い言葉を使って表現にしています。ぜひみなさんからご意見いただければと思います。

次に第2段落には、市民がまちづくりに参加しなければならないことを確認する文章を書いています。山口にはたくさん良いものがあるが、それをさらに発展させていかなければならないということで、参加意識を高める文章が書いてあります。その上で、より具体的にこれから目指すまちのあり方ということが、「住んで良かったと思えるまち」「訪れてみたいと思えるまち」というところにつながります。ここでも「総合計画」など具体的に書くことはできますが、やや一般的な表現を使っています。その意図は先ほどと同じものです。二重線のところは、以前の市民会議で出たご意見を採用しています。

第3段落はこの条例で最も重要な部分である協働についてですが、どのように参加すべきかを書いています。行政と市民とが協働してまちづくりをする必要があるということと、「市民」の中には個人だけではなく、地域コミュニティなどの団体も含めてお互いに良さを認めて協働する必要があるということを謳っています。

以上により、協働のまちづくりのルールを示すということを第4段落で宣言しています。編集するうえでは、出来るだけ市民会議で出た思いを反映させること、それから協働をより多くの方に理解、共有してもらいたいというコンセプトでつくっております。

ぜひみなさんのご意見をお聞かせください。

<社会長>

何かご質問やご意見はございますか。

<A委員>

前文を最初に読んだ時に、若干分かりにくいかなと思いましたが、お話を聞いて、伝

えたいことがよく分かりました。ただ、3行目までの文章が気になっています。山口の文化や歴史を前文で具体的に表現したほうが良いと思います。

< B 委員 >

私は逆に抽象的な表現のほうが良いと思います。合併して市域が広くなりましたが、この文章ならどこにでも当てはまると思います。あとの文章は、会議の中で出てきた言葉を上手く組み合わせていると思います。ただ「行政」という言葉が使っていますが、あとの条文では「市」と出てくるので、「市」に合わせたほうが良いと思います。

< C 委員 >

まとまっていて、私たちの思いもよく反映されていますが、言葉が難しいと感じました。例えば「広域交流の結節地域」などです。抽象的な表現にするのは良いと思います。それと「活気溢れる商業地域」のところは現状と異なると思います。「発展が期待される県都です。」とあるので、現状ではなく、将来的にこうなるといいなという思いが入っているとも思ったのですが、どうもそう取れないので気になりました。

< D 委員 >

素晴らしい前文だと思います。固有名詞など入れなくても、あたたかさが伝わる文だと思います。ただ、第10回市民会議で第4条について協議した際、「生涯にわたって」という文言が良いので前文に入れるという話が出ましたが、それがこれには出ていないと思います。それから、制定者の決意というものが薄いように感じました。

< E 委員 >

私も「結節地域」という言葉が分かりませんでした。山口を表現する言葉で良いとは思いますが、あまり聞きなれない言葉は使わないほうが良いと思います。それから「煌く」は平仮名の方が良いと思います。一般の人が見られて理解できるものが良いと思います。

< F 委員 >

今言われた「煌く」について、これは秋穂やきらら博が開かれた阿知須を示していると思いますが、あのときのきらら博のテーマは「元気」と「命きらめく」ということで、「きらめく」は「燦燦」のほうの「燦く」でした。なので、どちらかというと「燦く」のほうが良いと思います。全体としては深く考えられていて素晴らしいと思います。

< G 委員 >

私は、前文を作って事務局に送ったのですが、その中で「結節」という言葉を使いました。「結節」は交通の要所である小郡、森林地域は徳地、海浜地域は秋穂を表しています。ただ、「行政」は「市」に直したほうが良いのではと思いました。

<坂本副会長>

ご意見ありがとうございます。

「結節地域」など他のところもG委員の案を参考にさせていただきました。「結節」について他に分かりやすい表現があればと思うのですが、趣旨は「結び目である」ということです。あとは語調を合わせたところもありました。私の意見としては、特に小郡に限定する必要はなく、住んでいる人が自分の地域が結節地域と思えばそれで良いと思います。ただ、他は「癒しに満ちた」や「実り豊かな」とプラスの修飾をつけていますが、「結節地域」だけはそれがありません。他にどのような表現をすればよいか難しかったのでそのままにしていますが、ご意見あれば言っていたければと思います。

それから「行政」という表現ですが、「市」に変えたいと思います。

それからA委員から歴史の部分を書いたほうがという意見がありました。今の前文案は、自然的なものから人工的なものへ順に書いています。この順などに関してはみなさんからご理解いただけるものに変えていければと思っています。

「生涯にわたって平等に」というところは、私が見落としていました。もともとは「学ぶ権利」でしたよね。入れるならば第2段落に入と思うので、盛り込むようにしたいと思います。

それから、制定者の決意というのが、どのように考えるべきかわからなかったのもう少しご説明いただければと思います。

<D委員>

制定者の思いを前文に含めていただくということです。そうすることで、条例に取り付きやすいと思いますので。特別こだわったことではありません。

<坂本副会長>

思いは第2段落のところでは表現していますが、最後の宣言をしている第4段落でそういったニュアンスのものが入れれば良いというご意見でしょうか。実はプロセス会議の時には、「100年先、200年先のまちづくりを考えるうえでの礎となるものを目指して作りました」という文章をつけていたのですが、「制定しました。」という言葉の後のつくのはおかしいという意見が大半でしたので削除し、ここはシンプルに表現しています。なので、一文の途中にでも、「100年先、200年先…」と入れることは可能だと思います。

<辻会長>

私からの意見ですが、この第1段落は、どこの市でも当てはまる文章だと思います。山口市民は地域に誇りに思っている部分があります。大内文化もそうですが、政治機能都市であったり、文化都市であったりして、人材をかなり輩出してきた市です。そういった先人を持ち、それを引き継ぎながらというような件があったほうが、意気込みがあって良いと思います。それから、あまりに自然景観が浮かび上がりすぎている気がしま

す。森林地域のところは徳地地域を指すとのことでしたが、森林地域だけなのかと思います。あまり踏み込まずに、普通の表現で良いのではないのでしょうか。本当は、山口市では住宅地域が一番多いのですが、その辺りも抜けていると思います。つまり、ここで生まれて育っている人と、外から来られた人の思いに違いがあると思います。

<H委員>

ここはこの表現で良いと思います。例えば「癒しに満ちた森林地域」も、徳地限定とは思えないので、そういった地域が多いということを伝えたいのだと思います。それと、誰にでも分かりやすい文章にしたほうが良いと思います。

<坂本副会長>

私自身、山口市に住んで2年なので勉強不足なところがあり、特定の地域に詳しくないが故に全体のバランスを意識したところがあります。ただ、森林地域は徳地を、海浜地域は秋穂や阿知須を特に指しているわけではないことはご理解いただきたいと思います。自分たちの地域はそういう地域を持っていると思っていただければ、この意図は成功していると言えます。近年広域合併しているので、市域が広がれば海も山も持つことになるのは会長のご指摘のとおりで、これは山口だけではないと言われるとそのとおりであり、ここは非常に悩ましかった部分です。しかし、個人的には山口市の特定の地域に知識がないということと、全体のバランスを考えてこの文章を案としました。もし長く住んでおられる方が、自分たちの地域のことを言っていないと思われたら意味がないので、みなさんにご検討いただければと思います。

<A委員>

山口検定を受けたときに、山口市は文人などの人材を多く輩出していることに気づいたので、そのことに触れて、もう少し山口らしさを出したほうが良いと思います。

<辻会長>

客観的にいっても、山口は過去に日本の中心になり、人口も日本で最大になったことがあります。そのことも誇りとして、それを引き継いでいるというような件を入れたほうが、山口にしかないものとして良いのではないのでしょうか。ここにはプロセス会議のときの原案が出ていますので、みなさんからご意見いただければと思います。

この前文の部分は、歴史を紐解いてみないと難しいですね。これを見ると、あまり山口を知っていない人の語り口であるのが明かです。骨格になっている部分はなおざりにしないほうが良いと思います。ここは市民の方からも質問が出るとあります。今は中間案なので、質問や修正もできます。

それでは10分間の休憩に入ります。

～休憩～

<社会長>

それでは再開します。前回の続きで、25条から入りましょう。

第25条 市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、山口市〇〇〇〇推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する

ここはよろしいでしょうか。

<F委員>

説明文に「常設諮問機関」とありますが、敢えて「常設」と入れる意味はあるのですか。

<社会長>

事務局、ここはどうでしょうか。

<事務局>

条例でも設置していないものもありますが、これは設置するということの条文で、場合によっては「常設」という言葉はなくても良いと思います。基本的に条例の解説文をつけることはないので、解説をつけるのはこれが初めてになると思います。市民のみなさんがこれを見られたときに分かりやすいようにという意図があるので、もし違うことがあれば削除していけばよいと思います。それと、条例素案の中間案ということなので、具体的な委員会名は決めていただければと思います。

<社会長>

委員会名について、何かご意見ありますか。

<C委員>

「まちづくり条例推進委員会」しかないと思います。作ったものを推進していく委員会という意味ですね。条例の中身を推進するということですね。

<社会長>

条例は法的整備であり、実際に市民と市が行うのはまちづくりです。もちろん条例も定期的に変えていく必要があると思いますが、条例のためのまちづくりではありません。

<C委員>

もちろん、条例をどうこうするために推進していくわけではありません。この条例を具体的にしていくためにあるものと思うのですが、それとは違うということですか。

< 社会長 >

条例は、具体的活動の中で不具合が生じたときに改正していけば良いわけで、条例を審議していく委員会は必要ないと思います。

< C 委員 >

私が言った意味は、条例を審議するという意味ではなく、この委員会は私たちが思いを込めたものを具体化していくものかという意味です。この委員会がどういったものかよく分かりません。まちづくりを進めるための委員会ということには間違いありませんか。

< 社会長 >

そうです。

< C 委員 >

では、敢えて条例が入るとおかしいということですね。

< 社会長 >

条例ができると実施段階に入るので、実施しているものに対して委員会が意見交換しながら推進していく諮問機関ということになります。

< I 委員 >

説明文のところに「この条例の評価や見直しを行う附属機関」とあるので、C委員が言われたように捉える人はいると思います。結局、この委員会は何を推進したいのかが分かりにくくなっていると思います。

< B 委員 >

18 ページのところに「(仮称) 協働推進プラン」とありますが、これは別のところがつくるということですよ。条例は簡単な文章で書いてありますが、これを具体的にするのが、協働推進プランということですよ。

< 事務局 >

名称はみなさんでお決めいただければと思いますが、何を推進するかということは次の第 26 条で協議していただくようになると思います。基本的な役割としては、条例がうまく進んでいるかの進捗状況を見たり、時代・状況に応じて見直しを行ったり、具体的な推進プランの施策・事業の研究や意見・評価をするなどがあると思います。協働推進プランは、条例の精神を引き継ぐかたちになると思いますが、具体的に進めるには何をするか、どうやって市民のみなさんに協働の中身を分かってもらえるかなどを示すような

ガイドラインと、実際の計画になると思います。

<社会長>

では、先に第 26 条を協議しましょう。

第 26 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。

- (1) この条例の適切な運用に関すること
- (2) この条例の見直しに関すること
- (3) その他市長が必要と認めること

2 委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査、審議するものとする。

- (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること
- (2) 市民参画推進の施策に関すること
- (3) 地域コミュニティ、市民活動の促進に係る施策に関すること
- (4) その他市長が必要と認めること

第 26 条の 1 項には、条例の適切な運用についても審議すると謳ってありますね。C 委員が言われたことは間違いではありませんでした。訂正します。何か意見はありますか。

<C 委員>

説明文のところに、「委員会は本条例の効果的な運用を協議、検討する」とあるのですが、「協議、検討」というのは作っていくということとは違うということですか。もう既に運用されているものについて、それでいいか見ていくだけというように見えるのですが。

<事務局>

この説明文は事務局で提案させていただきました。基本的に諮問機関ですから、まずは市長からの諮問を受けて委員会で答申をいただくことが役割となります。それと、事業などについてご意見いただく役割がありますので、説明文を 2 つに分けています。ですから、必ず市長からの諮問を受けて審議をするというのではなく、場合によっては、事業をうまく進めるうえで、事業自体のご意見をいただくという役割もあると思います。

<坂本副会長>

2 つに分かれているということで、見直しをする役割はあって良いと思います。もう一つの施策など、第 2 項に関することですが、これに類する機関は市にはないということでしょうか。この委員会が全部統括するということでしょうか。

<事務局>

用語の説明にありますが、市民活動に関する評議会はあります。その評議会が条例に関する諮問機関に統合されるものと事務局では考えています。

<坂本副会長>

私は今、評議会の会長をしているのですが、評議会は発展的に解消し、新しいものに統合していくという話を聞いていました。それをこの委員会にまとめて、条例の修正について意見する機能と、市民活動について評議する機能を持つということですね。

<事務局>

はい。事務局では今そう考えています。

<渡辺副会長>

よく分からないので、事務局に整理していただきたいのですが、今、市民会議で条例を作っていますが、協働推進プランについても市民会議から意見をもらうということですよ。

<事務局>

はい。たたき台は事務局で作りたいと思っています。

<渡辺副会長>

ということは、まず〇〇推進委員会がこの協働プランにみんなの思いが反映されているかということを見るということですよ。

<事務局>

委員会は条例の施行に伴ってできるので、実際にできるのは21年4月以降です。協働推進プランは条例と同時に施行を予定していますので、21年4月には委員会も協働推進プランもあるという状況になります。ですから、実際に協働推進プランの中身がどう動いているかを委員会に報告するということになると思います。

<渡辺副会長>

協働推進プランや事業計画を作っていくための意見ももらうということですか。

<事務局>

いいえ、協働推進プランは21年の4月にはスタートしますので、その策定の過程において、意見をいただくのは〇〇推進委員会ではなく、この市民会議ということです。4月以降に〇〇推進委員会がスタートすると、実際に条例を適切に反映した運営ができていくか、プランの実行状況なども審議していただくことになります。

< 渡辺副会長 >

推進施策などの細かいものについての意見も聞くということですか。

< 事務局 >

この市民会議という会議体については、条例を作っていただいた 20 年度末に解散になります。それが、新たなかたちで条例の中にある〇〇推進委員会に変わっていくということで、市民会議とこの推進委員会が同時に動くということではありません。

< 渡辺副会長 >

評議会や市民会議の役割が、委員会にスライドするということですか。

< 事務局 >

はい。事務局では今そう考えています。

< 坂本副会長 >

市民会議は、この条例をつくるためのもので、それが終わると役目は終了ということですね。その後、評価した結果として条例の不具合が分かれば見直しや提案、答申するということですね。

< 社会長 >

プランが動き出した時に委員会がそれを見ながら条例と合っているかなどを見るということですね。

< B 委員 >

ということは、その委員会は調査のようなことをするということですか。

< 社会長 >

そういうこともあると思います。委員会がするとは限りませんが、それを管轄するということで。

< F 委員 >

現実には、市長の諮問機関として、「まちづくり審議会」というものがありますが、それはどのようにスライドしていきますか。

< 事務局 >

まちづくり審議会は合併協議に伴ったもので、10 年間は地域のまちづくりについて協議されることになっています。そのため委員会との整合性を取る必要はあると思います。

< F 委員 >

この市民会議のメンバーにも「まちづくり審議会」の委員の方がかなりいると思います。棲み分けをどうするのかよく分からなくなってきました。

< 社会長 >

それは協働推進課の事業なので、それはそれであって良いのではないのでしょうか。

< 事務局 >

5 つの地域に「まちづくり審議会」があるのですが、旧山口市については協働推進課が、旧 4 町については各総合支所の自治振興課が担当しています。ですから、地域毎のまちづくりについて各地域のまちづくり審議会が審議しているということです。

< F 委員 >

「まちづくり審議会」の機能がぼやけてきています。市長の諮問に答えるという役目はありますが、例えば自分たちの地域をどうするかについては市長から諮問を受けているわけではありません。「まちづくり審議会」にはこの委員会と同じように市長の諮問に応じて答申する機能しかないということです。「まちづくり審議会」と重なってしまうように思います。

< 渡辺副会長 >

もう一度確認ですが、条例がきちんと機能しているかという市長の諮問に対して答申する機能と、機能していない場合に調査や研究する機能もいるということですか。

< 事務局 >

毎回、諮問答申のかたちをとるわけではないかもしれません。まず市長が必要だと感じた段階での諮問・答申と、それとは別に実際に動いている事業に対して調査、検討をしていただくようになると思います。

< B 委員 >

推進委員の委員さんになると、調査、研究があるので、その事業をしている地域に入ってみてみないと分からないと思います。その意味で委員はすごく重要で、専門性も必要です。ボランティアではできないし、一体誰がやるのかと感じます。

< 事務局 >

誰がやるのかということは第 27 条の話になると思いますが、それぞれの分野で専門性を持った方が委員となる方法もあると思います。

< C 委員 >

今までのお話を聞いていますと、この委員会は協働推進プランの推進委員会であり、市民会議とは別のものということでしょうか。協働推進課で作られたものをチェックする委員会ということでしょうか。

< 事務局 >

先ほどもご説明いたしましたが、委員会と市民会議は別のものです。委員会がチェックする機能は二次的な話で、基本は条例がどう動いているかを見ていただくということであり、協働推進プランの推進委員会ではありません。

< C 委員 >

そうすると、ここで私たちが名前をつくるのはおかしいように思うのですが。

< 坂本副会長 >

条例としてつくられることに意味があって、その後の動きに反映できるということですよ。

< C 委員 >

協働プランに対して、今年度中は私たち市民会議が意見を言う機会がありますが、来年3月に市民会議は終わり、その後に推進委員会が動き出すということですよ。その委員会が市民会議とは全然関係ない別のものなのに、私たちが名前をつけて良いのでしょうか。

< 社会長 >

条例の中にその一項があっても良いと思いますよ。

< G 委員 >

この委員会については、グループワーキングをしたときに私の班でも意見が出ました。この条例をうまく動かしていくには、委員会を設置する必要があるということで、この条文を加えました。条例をつくるのは私たち市民会議の役目であり、その後の運営は委員会が諮問・答申などにより協議していけば良いと思います。なので、名前としては「協働のまちづくり推進委員会」などはっきりした名前をつけると良いと思います。

< 社会長 >

推進委員会というのが、審議会というような、もう少し上の機関のイメージがありますね。推進委員会と言葉だけ聞くと、応援するだけのイメージがありますが、位置づけとしてはどうでしょうか。審議会は下でも良いという位置づけでしょうか。「まちづくり審議会」はハード面を考えていますが、こちらの委員会はソフト面が中心だと思います。

だからその面で言うと棲み分けはあると思います。もし棲み分けがないのなら別に設置する必要はないと思います。審議会とは違うということでしょうか。

<事務局>

基本的には審議会です。全て市長の附属機関ですので、名前は委員会や審議会など色々ありますが、最終的には審議会の意見を聞いて市長が決定することになります。この委員会で言えば、審議もしていただくし、条例の推進部分も見ていただくということで、〇〇推進委員会にしてはどうだろうかと考えています。

< J 委員 >

「まちづくり審議会」は審議するだけで、決定権はありません。平成 19 年度の最後の審議会では、「次回の審議会では条例について審議してください」という話があったので、審議会でも条例について審議します。ただそれは第三者の立場で審議するという事で、推進委員会は条例が上手く反映されているか、条例が適切かということの検討や、推進プランを検討することになると思います。そのためには専門性も必要です。構成する委員も含めて推進委員会をみんなで理解しないと大きくつまずくと思います。

<事務局>

「まちづくり審議会」で条例を審議するということはありません。審議ではなくて、中間案が出来上がった段階で、みなさんの意見を聞くために、「まちづくり審議会」でご説明するという事です。色々な方の意見を聞く場を作りたいということで、その一つが「まちづくり審議会」というご説明をしていたと思います。

< J 委員 >

パブリック・コメントなどと同じということですか。実際「まちづくり審議会」は何も権限がありません。プランも立てられず、ただ提案に対して感想を述べるだけです。ですが、その出来上がったものに対して意見を聞く場をとることはとても重要だと思います。

< H 委員 >

この市民会議のメンバーはスライドして、委員会に移るということでしょうか。

< 辻会長 >

いえ、先ほども事務局から説明があったとおり、私たち市民会議は来年 3 月を持って終了します。来年の 4 月に別のメンバーで委員会がスタートすることです。これは、推進委員会ではなく、審議会という名称に変えることはできますか。

<事務局>

基本的に名称は所掌事務に応じて決まります。この委員会には審議会のような機能があるので、審議会としても良いと思いますが、「まちづくり審議会」という名称の審議会があり、同じような名称ですと中身が分かりにくくなります。条例を推進していくことが委員会の役割であるならば、〇〇推進委員会という名称のほうが良いかもしれません。

<社会長>

委員会という名前でも、審議会の意味合いを持った組織であるということですね。発展的に〇〇推進委員会に発展的に統合していき、評議会はなくなるのですよね。

では名前はどうしましょう。「協働」という言葉を前に出して「協働のまちづくり推進委員会」ということでどうでしょうか。

《異議なし》

<社会長>

では第 27 条に入りましょう。

第 27 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域コミュニティ関係者
- (3) 市民活動団体関係者
- (4) 事業者
- (5) 学識経験者
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

構成メンバーについて、人数の割り振りがほしいというご意見がありました。

<渡辺副会長>

ここも事務局の提案でしたでしょうか。

<事務局>

もともとの提案は事務局で、その後調整会議で議論していただいております。

< 渡辺副会長 >

委員会の進め方は委員会で考えてもらって、委員会が専門的に地域コミュニティや市民活動などのワーキングをしていくこともあり得ると考えてよいでしょうか。

< 事務局 >

ここでは具体的な進め方ではなく、委員会の構成の部分について考えております。もし委員会に専門的な方など必要だということであれば、ここで入れることは可能です。

< 辻会長 >

それと、私たちの会議では、自治会などを力説してきました。地域コミュニティに含まれるということで、特に項目として出していませんが。他に何かご意見ございますか。

< E 委員 >

メンバーは 20 名以内とありますが、地域が偏る可能性はないでしょうか。

< K 委員 >

第 20 条に地域のバランスのことが謳ってあるので、良いと思います。

< C 委員 >

各部門から代表して出るには、その中での横のつながりがあって、そこでの話し合いによって代表者が出ないと意味がないと思います。以前、子育て支援の関係者と話した時に、子育て支援がきちんと進むためには横のつながりが必要で、それを条文で謳った方が良かったらどうかという話が出ました。でも具体的なことは条例には入れ込めないもので、それを推進プランの中に入れないと、思いの部分が入らないという話をしました。協働プランの中には、それを入れていくことは可能でしょうか。

< 辻会長 >

難しいと思います。委員を選ぶ部分は非常に重要ですね。今の市の職員はその精神が分かっていると思いますが、それが引き継がれるかという心配はあります。

< L 委員 >

安心・安全について責任をもって計画し、実施するのはやはり自治会だと思います。地域コミュニティに含まれるということですが、もちろん子ども会や婦人会の活動も素晴らしいのですが、いざというときに安心・安全の力にはなりにくいと思うので、条文のどこかに自治会という言葉があったほうが良いと思います。

< 辻会長 >

同感です。地域コミュニティ団体という中に入っていくと、自治体関係者が含まれなくなる可能性も出てきます。この条例づくりではずっと、自治会やNPO等を重視するというスタンスできています。人数も考えたほうが良いかもしれません。単純に割ると事業者が4人ほど出る可能性もありますよね。それともこのままでいしましょうか。

< E 委員 >

第20条の「委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により」とありますが、「全部又は一部」というのは、ケースによって変えるということでしょうか。多いほうが良いとは思いますが、何名ぐらいが公募によるのでしょうか。

< 社会長 >

恐らく公募は一部になると思います。あとは広い意味では市民ですが、団体の代表者や専門家が入ります。

< E 委員 >

この表現だと、全部を公募することもあり得ると捉えることができます。

< 坂本副会長 >

文言の話になりますが、「全部又は一部」という表現は、全部が公募の場合もあると書くことで、公募を積極的に推していることを表現しています。「公募をするように努める」という意味ですね。ただ公募の時は偏る場合があるので、市がバランスを取らないといけないと思います。

< M 委員 >

ここはすごく大事なところだと思いますが、イメージがわからないので、委員数が20名で良いのかを判断できません。委員会の役割はわかりませんが、推進プランにしても、協働を推進していくことは行政、市民にとって初めての試みで、今までのように行政主体で行うではありません。ですから、推進プランを行政はどう提案していくか、また行政主体ではないことをどう伝えていくか、そのための委員会の委員構成はどうすべきか。例えば、先ほど事業者は少して良いという話も出ましたが、事業者にもまちづくりを考えてほしいということなら、2名では足りないという話も出ると思います。イメージできないのに、人数とか構成とかの意見は出せません。

< N 委員 >

私たち市民会議のメンバーは、この20名の委員の中のどの部分に入るのでしょうか。せっかく条例をつくってきた我々が、どこまでこの条例を見守ることができるのか、委員として残りたいのであれば、項目のどの部分に当たるのかということが気になります。

< I 委員 >

自治会を入れるという意見は賛成ですが、自治会を入れた場合、地域コミュニティの表現はどうなるのでしょうか。

< 社会長 >

自治会を先に出して、「その他の地域コミュニティ団体」というかたちしかないと思います。要は自治会の色を薄くしないようにするということです。

< L 委員 >

「自治会等地域コミュニティ関係者」とすると良いのではないのでしょうか。

< 坂本副会長 >

考えてみたら、第 2 項は結局充て職になるのではないのでしょうか。自治会となると自治連合会の関係者などでしょうか。

< L 委員 >

市ができる限り充て職にならないよう、バランスを取って選任するべきだと思います。

< 坂本副会長 >

しかし、安易に充て職の人は入れないとすると、何か縛りをかけないと難しいのではないのでしょうか。委員会で出た話を持ち帰って自治会などで議論するにも、やはり代表者のほうが適任ということになります。思いがある人に入ってもらうのは良いのですが、その場で意見を言うだけで、それを持ち帰る場所がないということになります。それは審議する内容にもよると思いますが。

< C 委員 >

地域だけでも公募で 5 地域各 2 名選任したとしても 10 名になります。また各専門分野の人たちが横のつながりで意見を出し合えるようにしておく必要があると思います。それはあとで運用がきちんとできているか調査するときにも役に立つと思います。

< 渡辺副会長 >

この限られた時間でどこまでイメージしていくかが大変ですよね。第 7 条の第 2 項のところに「市は、協働を推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施する」とありますが、その解説にその方法があるかなと思いました。これにより全体の組織の連携づくりというものもできるかなと思ったのですが。

< L 委員 >

第 27 条は、みなさん色々思いがあるようですので、細かいところは第 5 項の「規則で

定める」というところで決めればよいと思います。委員会の設置や委員の構成を条例で決めておくことが重要なことであり、運用についてはあとで考えると良いと思います。

<社会長>

規則とはどういったものでしょうか。

<事務局>

基本的には条例を受けて、それを動かす仕組み等になります。例えば委員会の運営などです。規則ですから市長が定めるということになります。

<社会長>

それと、一つ言っておきたいのですが、事業者の中には教育機関も含まれます。これに関しては学校の協力も必要と思います。では少し休憩しましょう。

～休憩～

<社会長>

では再開します。L委員、お願いします。

<L委員>

市が出している自治会活動の手引きというものがあるのですが、その中の「安心・安全」のところを拾い読みします。

- 1、 日常の取り組み…災害に対する啓発活動、
- 2、 非常時の取り組み…避難勧告、要援護者への支援
- 3、 復旧時の取組み…り災の証明は自治会長の確認、証明により発行される

これらは全て自治会の活動としてあるわけです。この冊子は市で作っており、自治会という言葉が出てくるが、この条文には出てこないのは、どう理解すれば良いのでしょうか。

<事務局>

実際には「自治会等の手引き」となっていて、自治会以外に町内会も含まれます。このたびの条例づくりの議論では自治会が中心になっていると思いますが、市民活動などの主体もその役割が議論されていました。この表現も委員のみなさんに協議していただいた内容で、事務局がつくったものではありません。ですから、もし自治会など加えた表現などがあれば、みなさんで協議していただければと思います。

<L委員>

私は、自治会という言葉が条文でなくてもどこかに表現してもらいたいと思います。

< 辻会長 >

ここはプロセス検討会議で考えて、次回の会議で再提案ということで良いでしょうか。要はこの市民会議での思いが反映できるものであれば良いと思います。では次に進みます。

第 28 条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例で定める事項を最大限に尊重しなければならない。

第 29 条 市は、必要に応じ、この条例の見直しを行うものとする。

第 30 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

ここはよろしいでしょうか。

《異論なし》

< 辻会長 >

意見がないようでしたら、先ほどのところに戻りましょうか。名称は「協働のまちづくり推進委員会」でよろしいでしょうか。

《異論なし》

< 辻会長 >

それでは「協働のまちづくり推進委員会」に決定します。この委員会はとても重たいですね。実動部隊が何かあれば良いのですが。

< F 委員 >

実動部隊は推進委員会で決めるということでしょうか。

< 坂本副会長 >

実動部隊は推進委員会が決めるかどうかについて、条例の説明文に思いを入れることはできます。下部組織についてまでこの委員会がすることではないと思います。

< B 委員 >

ここがみなさんの思いが反映される部分なので、きちんとした審議がなされる委員会になるのか、みなさん不安なのだと思います。

< F 委員 >

付帯決議というものがあります。なので、条例以外でも、我々の思いをそれに盛り込めば良いかもしれませんね。

< 事務局 >

いま付帯決議のお話がありましたが、結果的に結論に至らない部分については、付帯決議として加えていただくこともできると思います。その辺りのことも、この市民会議で協議していただければと思います。

< 社会長 >

では、そういったかたちで提案しましょう。この委員会は年 2 回か 3 回の委員会になると思っているのですが、実際はどうなのでしょう。

< 事務局 >

この条例において、委員会にどのくらいの所掌事務を持たせるかによります。事務局からは申し上げにくいのですが、最低でもそれくらいの回数は必要と思っています。評議会の機能を含めばそれ以上も考えられます。

< 社会長 >

わかりました。それから、自治会のところですが、特出ししましょうか。

< F 委員 >

24 ページの説明文のところに、「自治会をはじめとして」と書いてありますから、ここにみなさんの思いが入っていると思います。

< 社会長 >

自治会といっても、2 人くらいは委員にほしいですね。1 人だとその人だけの考えが出てくるかもしれませんから。その辺りのことを付帯で加えましょう。

< J 委員 >

自治会についての定義も、第 2 条の定義の項目に加えたらどうですか。

< 社会長 >

自治会も地域コミュニティに入るということで、説明文に書くことはできますが、定義として具体的にあげると、どこまで具体的にあげるか不明確になると思います。

< L 委員 >

この説明文にあるものは条例にあがるということでしょうか。趣旨・説明・意見等まできちんと入るということでしょうか。

<事務局>

条例ですので、条文の中には趣旨・説明は入りません。ただし、市民の方に条例を理解してもらうために、解説書を別に作成します。その中に、みなさんが今議論されていることをベースとした条例の趣旨や説明文が入ります。

<社会長>

では、前回の会議を受けて、条文の修正箇所についてご説明します。まず第2条「市民」の定義のところでは。

<G委員>

定義のところですが、私は前回、「ともに汗を流す」という文を条例に入れるのはおかしいと意見しましたが、まだ残っているのはあったほうが良いということでしょうか。

<L委員>

私も、条例に生理的な表現を入れるのはおかしいと思います。

<B委員>

私たちの班が出した意見です。同じ土俵で、同じ目線で一緒にやっ払いこうという意味で、表現は気にせずに提案しました。どうしても入れてほしい表現ではありません。

<坂本副会長>

お気持ちは大変よくわかりますが、今のご説明だと、「汗を流す」という表現ではなくて「ともに」という表現が適切ではないでしょうか。

<J委員>

これは、どういう風に取り組むかというイメージを持たせるためにつけた表現です。「汗を流す」という表現でなくても良いですが、これに代わるものを入れてもらいたいと思います。

<坂本副会長>

「汗を流す」という言葉に代わるとすれば、「一生懸命する」とかしかないと思います。そこは「ともに」で表現できると思います。

<I委員>

定義のところでは、事業者の説明文のところに学校を入れることはできますか。

< C 委員 >

第 10 条に教育機関のことが書いてあります。今の説明だと、第 10 条の第 2 項が省かれるようになります。ただ、事業者はこういうものをいうという定義なので、このままが良いと思います。

< 社会長 >

では最初のほうから条文の修正箇所の説明をしたいと思います。

「市民」の定義ですが、修正案では「住む者・働く者・学ぶ者、公共的な活動をする者・法人・団体（地域コミュニティ、市民活動団体）」としています。

< L 委員 >

質問ですが、公共的な活動を行わないものは何になるのでしょうか。

< 社会長 >

市内に居住している人ということで、市民になるのではないのでしょうか。しかし、外国人とか短期居住者は市民から漏れる可能性もありますね。

< 事務局 >

補足いたします。まず、「居住・通勤・通学する者」が一つのくくりになります。「公共的な活動を行う者・法人・団体」というくくりになります。つまり、市外に居住している方も山口でまちづくりをされていれば市民と捉えるということです。

< L 委員 >

公共的という言葉があやふやで分かりにくいですね。これだと、他市に住所があり、公共的な活動をしていない人は市民ではないということになりますね。「公共的な活動をする」という言葉はいるのでしょうか。私的な活動をしている人はどうなるのでしょうか。

< C 委員 >

私の解釈は、「市内に居住」で一回切れて、「通勤又は通学する」で切れる、そして「市内で公共的な活動」と分かれていると思っていました。最後の部分は、全ての市民を言い、公共的な活動をしている者をさすと解釈していました。法人は一般的に私的に事業をしているもの、それ以外の活動団体と、全て含まれていると解釈していました。

< 坂本副会長 >

これは「市内に居住」のところで住民は全て含まれると思います。あとの文章は全て山口に住んでいない人の話で、山口市内で公共的な活動をしている個人、団体の話だと思います。例えば市をまたがってボランティア活動している人を含めようという意図が

あるかと思います。ご指摘は、公共的な活動というのは何かということですよね。

< L 委員 >

それともう一つ、例えば他市から来られて、山口市民と言われて嬉しいのかということです。勝手に市民として良いのでしょうか。

< 渡辺副会長 >

拠点が市外にあって、活動が広域にわたる団体は協働のまちづくりについて山口市民と一緒に推進していく役割があることを当てはめたいということだと思います。

< J 委員 >

市民活動をしている立場として言うと、市外から来ている人で山口市内で活動している人はたくさんいるので、それを考えると、この言葉はあったほうが良いと思います。

< L 委員 >

もしこの表現がなかったら、今の活動に支障があるということでしょうか。

< J 委員 >

市外からきて、山口のまちづくりと一緒にやっている人への励みになると思います。

< D 委員 >

同じ意見です。市民と住民は違うと思います。住民は自治法にありますが、市民は法的な定めがありません。

< O 委員 >

賛成です。山口市外に出た若い人たちが実家に帰ったときなどに活動してもらえればと思うので、当てはまれば良いと思います。

< M 委員 >

同じ意見です。県域での活動が増えてきているので、市外の人でも権利としてあれば良いなと思います。

< 辻会長 >

難しい部分ですね。多くの人を市民として捉えようという話ですが、逆に増えて権利を主張しだすとトラブルになる可能性もあります。わずかな数ならいいですが、数が多くなり、助成金をとるようになると住民側のモチベーションが低くなると思います。もう少し市内に居住するところを強調しないと、全てを平等にすることについても慎重さがいると思います。文言の工夫は必要だと思います。

<O委員>

事業者のところですが、第 27 条で、学校も事業者に入るということでしたが、第 2 条では学校のことは何も書いていません。少し混乱するなと思うのですが。

<社会長>

ここは宿題にしましょう。

<H委員>

第 27 条は、学識経験者が学校関係の方になるのではないのでしょうか。

<社会長>

学識経験者は専門家で、学校は小学校や中学校などコミュニティの中で大事な役割をするものを指しています。今はどこにも出ていないで、事業者の中に入れていきます。

<坂本副会長>

定義の中で事業者を謳う意味は、営利、非営利を区別するためだと思います。教育機関をまちづくりの重要な主体として位置づけるのなら、特出しするべきだと思います。

<社会長>

ここは宿題にしましょう。次の訂正箇所を説明します。第 3 条第 2 項と第 3 項の語尾を「ものとする」としています。それから第 4 条第 1 項の「地域の活動」を「まちづくり」に修正し、第 6 条の「市民等」を「市民」に修正しています。よろしいでしょうか

《異論なし》

<社会長>

それから前回の第 8 条を第 7 条に変更しています。第 7 条にはソフトとハードの「環境づくり」について謳い、第 8 条には「人づくり」について「中間支援機能の充実や強化」や「体制の整備を積極的に推進」を謳って分かりやすく狙いをはっきりさせています。

<F委員>

中間支援機能の概念について、説明文に入れたほうが良いのではないのでしょうか。

<B委員>

私もこの中間支援機能のところは非常に重要だと思います。

<社会長>

そうですね。説明文で対応しましょう。それから第9条ですが、新たに「情報の共有」を追加しました。

<C委員>

第9条の個人情報の保護について分からない人もいると思うので、ここは、例えば第2項と別にして詳しく書いたほうが良いと思います。

<社会長>

この条例は、情報の共有にウェイトを置いています。今は、個人情報の保護は前に出すぎていて、知るべき情報も持っていない状況です。説明文に個人情報の保護とはどういうものかということは書いたほうが良いと思います。

<C委員>

説明文のところに書いていただければ良いと思います。

<D委員>

条文には「個人情報の保護に配慮」とありますが、どのように配慮するのか分かりません。個人情報の漏洩は既に起こっているので、十分留意できるようにお願いしたいと思います。

<社会長>

ここで言う個人情報は少し性格の異なるもので、今は自治会名簿などまで個人情報の保護と言われてしまっていることが問題だと私たちは考えています。守秘義務を課すなどの必要はあるが、個人情報のある程度持つ必要があるのではないかと思います。

<渡辺副会長>

D委員のご意見は、具体的に、どのように配慮するか分からないということだと思うので、「情報の提供及び共有に当たっては、個人の利益を侵害しないように配慮するものとする」とすれば良いのではないのでしょうか。

<坂本副会長>

賛成です。今は「個人情報の保護」でまとめられているから分かりにくくなっていると思うので、「個人情報の保護」を別の言葉で置き換えると良いと思います。

<社会長>

いかがでしょうか。私は賛成です。

< A委員 >

第 9 条と第 24 条で「情報の収集」という言葉がなくなっているのはなぜでしょうか。

< 坂本副会長 >

提供するにはまず当然収集しないといけないので、それに代えさせていただきました。

< 社会長 >

それでは次に進みます。第 14 条ですが、第 1 項は、「市民活動団体」の定義について「市民活動を組織的かつ継続的に行う団体」と追加しました。また、「自らの持つ専門能力」を「知識と専門性」に修正しています。さらにまちづくりへの貢献を「貢献するよう努める」という努力義務の規定に修正しました。よろしいでしょうか。

《異論なし》

< 社会長 >

第 15 条には前回、市民活動の推進に対して寄付などの協力してもらうということで、「協力」という言葉を加えています。また第 17 条には例示する場合の法令の用語である「その他の」に修正しています。

第 20 条は第 1 項に「附属機関等」の説明について地方自治法から引用した説明を加えました。第 2 項については、委員選任にあたって、「地域性」を追加し、「他の附属機関等の兼職状況」を削除しました。あとは文言の修正ですね。

第 21 条第 1 項は「健全財政運営」、第 2 項は「市民の満足度」、第 3 項は「わかりやすい組織運営」として、それぞれ協議の趣旨にあわせて分かりやすく条文を修正しました。よろしいでしょうか。

《異論なし》

< 社会長 >

第 22 条第 1 項は、市という言葉を市長はというかたちで、実施主体の名前で置き換えています。第 2 項も市の職員として分かりやすく表現しています。

第 23 条も、「施策の立案から実施及び評価の各段階において」とより分かりやすく表現しています。第 2 項にも「市民からの市政に関する質問、意見、要望等」と入れて分かりやすくしています。

第 24 条の情報の提供は、前回の第 23 条をまとめて分かりやすく説明しています。

以上までが修正箇所になります。よろしいでしょうか。

《異論なし》

【4 まとめ / 5 次回開催について】

< 社会長 >

今日は前文を深く協議しました。次回が中間案の最終協議となります。プロセス検討会議で協議したことも踏まえて調整したいと思います。次回は4月19日（土）に開催したいと思います。

【6 その他】

それから今後のスケジュールについて、5月1日からパブリック・コメントを実施します。意見を事務局がまとめて、市民会議で検討し、市民会議として回答を公表することになります。それらの意見を参考に、今後最終案へ反映したいと思います。

次に地域フォーラムについてですが、市民会議の委員がどう関わるかを次回の会議で協議したいと思います。市民がつくったものを市民に公表し意見を交換することは初めての試みになると思います。5月中旬から6月上旬にかけて、市内の北部、中央部、南部で開催する予定で、できるだけ多くの市民に参加して欲しいと思うので、開催日や時間等はみなさんにご意見いただければと思います。詳細は、次回の市民会議で決めたいと思います。

また、自治会連合会での意見交換会もあります。条例の中に地域コミュニティという大きな柱もありますから、フォーラムとは別に行いたいと思います。また調整します。

それから、事前学習会のようなものをフォーラムの前にする必要があると考えています。また準備に携わりたいという方は、事務局へ伝えてください。

< G 委員 >

フォーラムが夜だと、女性の方の参加が難しいので、できれば昼間が良いのではないと思います。

< 社会長 >

そうですね。土日の昼間ということで検討しましょう。

< 渡辺副会長 >

より多く参加いただくには、託児や手話などの対応もしておいたほうが良いのでは。

< E 委員 >

徳地では、地域で差はありますが5月から6月は田植えの時期なので、地域の方の参加が難しいかもしれません。

< J 委員 >

5月1日から1ヶ月くらいパブリック・コメントを行うということで、フォーラムと重なるということでしたが、情報発信する時間が足りないのではないのでしょうか。

<事務局>

市報については、フォーラム開催日が決まれば掲載できるようにします。日にちについては、またみなさんの日程を調整してから決めたいと思います。

<社会長>

フォーラムについては次の会議で詳細を決めたいと思います。開催場所はどうですか。

<事務局>

まだ決まっておりませんが、事務局が考えているのは、距離的に考えて、徳地を1つ、仁保以南の大歳や小郡などを1つ、それから南部を一つのブロックで考えています。徳地では堀の施設、中央では湯田など、南部は名田島などの施設を考えております。詳細は、委員のみなさんのご意見と、実際に施設を確保できるかによりますので、先に日程を委員のみなさんに確認させていただきたいと思います。

それから本日、テレビカメラが入りましたが、これはケーブルテレビの番組でこの市民会議の取り組みを放送したいということで取材に来られました。今後は地域フォーラムも取材されますので、また詳細が分かりましたらみなさんにお知らせします。

それから、今日は事前学習会を開催しましたが、欠席された方や内容が分からないという方には、次回も市民会議前に事前学習会を開いて協議内容をお伝えすることも考えていますので、希望者の方はご連絡ください。

今日は修正箇所の説明のところが時間的都合で早足になりましたので、ご意見やご質問等ございましたら、メールでも結構ですので個別にご連絡いただければと思います。

事務局からは以上です。今日は長時間にわたりお疲れ様でした。

<社会長>

それでは、本日の会議を終ります。長い時間、お疲れ様でした。

以上

会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

署名委員 山本 貴広

署名委員 若崎 啓一

会議資料	1 レジюме 2 第11回プログラム（資料1） 3 （仮称）山口市まちづくり基本条例素案（中間案）構成図（資料2） 4 （仮称）山口市まちづくり基本条例素案の中間案（案） 5 アンケート
問い合わせ先	自治振興部協働推進課協働推進担当 TEL 083-934-2965